

○新潟県中東福祉事務組合参与に関する条例

昭和 44 年 4 月 3 日組合条例第 3 号

改正

昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号

平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 5 号

第 1 条 新潟県中東福祉事務組合に特別職たる参与を置くことができる。

第 2 条 参与は、新潟県中東福祉事務組合の管理者が、必要に応じ、組合加入各市町の学識経験者中より適当と認める者を委嘱する。

第 3 条 参与は、非常勤とし、議会及び学園内の諸会合に出席し意見を述べるができる。

2 前項以外にも、組合及び学園運営管理について、管理者、副管理者並びに事務局長に対し意見を述べるができるものとする。

第 4 条 参与に報酬を支給する。

2 報酬の額については、新潟県中東福祉事務組合報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 (昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号)

この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。